

保養協発第 31-110 号  
令和 2 年 1 月 31 日

保育士養成課程長 様

一般社団法人 全国保育士養成協議会  
会 長 汐 見 稔 幸  
(公 印 省 略)

「一般社団法人全国保育士養成協議会保育士養成倫理綱領（案）」に関する意見の募集について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和元年 12 月 16 日に開催されました第 3 回理事会において、標記の議案が承認されました。

つきましては下記のとおり「一般社団法人全国保育士養成協議会保育士養成倫理綱領（案）」に  
会員校教職員各位よりご意見を賜りたくお願い申し上げます。

#### 記

1 受付締め切り 令和 2 年 2 月 14 日（金）16 時

2 ご意見の提出方法

hyk@hoyokyo.or.jp までお寄せください。

メールの件名を「保育士養成倫理綱領に関する意見」として、ご意見はメール本文に記載  
をしてください。

なお、電話、FAX によるご意見はお受けできかねます。

また、ご意見に個別に回答をすることは予定をしておりませんので、何卒ご了承ください  
ますようお願い申し上げます。

\* 同封の「一般社団法人全国保育士養成協議会保育士養成倫理綱領（案）」は、本会ホームページ  
で公開しております。

照会先：全国保育士養成協議会 事業調査課 佐藤
電 話：03-3590-5571
FAX：03-3590-5591
E-mail：hyk@hoyokyo.or.jp

# 一般社団法人全国保育士養成協議会保育士養成倫理綱領（案）

一般社団法人全国保育士養成協議会  
保育士養成倫理綱領策定小委員会

## 前文

全ての指定保育士養成施設の教職員等（以下「教職員等」という）は、児童の最善の利益を保障できる保育士を養成するために最大限の努力をする。この倫理綱領は、教職員等が、その専門性を向上させ続けるための省察の指針を提供するものである。教職員等はこの倫理綱領を遵守し、かつ教職員等間で共有しながら保育士養成を行い、もって児童福祉の向上に寄与する。

## 価値

### ①個人の尊厳

教職員等は、学生と、その養成にかかわる保育士、児童とその保護者、同僚などをかけがえのない存在として尊重する。

### ②人間の成長

教職員等は、保育士を志す個人と、その養成にかかわる保育士、児童とその保護者、同僚などが成長、向上、変化する可能性をもつ存在であると認識する。

### ③貢献

教職員等は、自らの専門性の向上に努め、保育士養成に貢献する。

### ④多様性

教職員等は、学生、保育士、同僚、児童やその保護者のなかの多様性を尊重する。

## 倫理的責任

### I 学生に対する倫理的責任

I-1 教職員等は、学生一人ひとりの学びに対する意思を尊重し、個々に応じた関わりに努め、その自己決定の機会が提供されるようにする。

I-2 教職員等は、学生に対して「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の中の「教科目の教授内容」及び「保育実習実施基準」を踏まえて授業及び実習を行う。

I-3 教職員等は、学生に対して保育士養成課程に関わる諸分野の最新知見を教授できるように教員自身の知識・技術を絶えず更新する。

I-4 教職員等は、学生に対して主体的・対話的・深い学びができるように授業方法を工夫し、自己評価を行う。

I-5 教職員等は、学生に対してシラバス等を通して当該科目の科目目的、到達目標、授業内容、授業計画、評価方法、評価基準等を事前に明示する。

I-6 教職員等は、学生に対して、指導能力が充実している施設への実習配当を行うように努める。

- I-7 教職員等は、実習施設について、その実習内容に関して検証を行い、学生の学ぶ権利の保障に努める。
- I-8 教職員等は、実習施設が学生や子どもたちのためにならないことが明らかになった場合、学生の学ぶ権利を保障するための適切な措置を講じる。
- I-9 教職員等は、学生のニーズや能力、施設の状況に応じた進路指導を行う。
- I-10 教職員等は、学生との関係を自己の利益のために利用しない。
- I-11 教職員等は、学生に対してセクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等の人権侵害を行わない。
- I-12 教職員等は、学生のプライバシーを最大限に尊重するとともに、学生に関する情報の安全管理を厳守し、情報を適切に取り扱う。

## II 実習施設に対する倫理的責任

- II-1 教職員等は、質の高い保育士養成や児童の健やかな育ちを実現するために実習施設と連携・協働する。
- II-2 教職員等は、保育士の専門性向上や処遇改善のために自らの専門性を活用し、その力量を発揮する。
- II-3 教職員等は、保育実習の方針、内容、期間、実習指導の内容等について明確にし、実習施設と共有する。
- II-4 教職員等は、保育実習の目的を達成するために施設長や実習指導者等と緊密に連携して学生の指導を行う。
- II-5 教職員等は、一定の要件を満たした学生に実習の履修を認め、必要に応じて実習施設に対してその要件を説明する。
- II-6 教職員等は、学生が実習への参加が適切であると認められない場合、児童の最善の利益を保障するための必要な措置を講じる。

## III 所属機関及び同僚に対する倫理的責任

- III-1 教職員等は、所属機関の理念や教育方針を踏まえて授業や学生指導を行う。
- III-2 教職員等は、所属機関の同僚と連携・協働して授業や学生指導等の業務に取り組む。
- III-3 教職員等は、所属機関と同僚がこの規定を受け入れ、遵守するようすすめる。

## IV 児童と家族及び社会に対する倫理的責任

- IV-1 教職員等は、質の高い保育を实践できる学生の育ちと保育士の育ちを支えるために最大限の努力をする。
- IV-2 教職員等は、家族や社会に対して、児童期の重要性と質の高い保育の重要性について啓発する。
- IV-3 教職員等は、保育士の社会的地位の向上のために最大限の努力をする。
- IV-4 教職員等は、児童や保護者の権利を侵害するような保育に抗議する。